⑻　専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（詳細は入札説明書参照。）。

⑼　契約締結後の技術提案　契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。

なお、入札時のＶＥ提案の範囲となっている提案事項については、契約締結後の技術提案の対象外とする。

⑽　手続における交渉の有無　無。

⑾　契約書作成の要否　要。

⑿　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。

⒀　施工計画書のヒアリングを必要に応じて行う。

⒁　施工体制確認のためのヒアリング及びヒアリングに際して追加資料の提出を必要に応じて行う。

⒂　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。

⒃　一般競争参加資格の認定を受けていない者等の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

⒄　本案件は、資料提出、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は入札説明書による。

⒅　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Toshiyuki Aoyama, Director General of Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : The construction work of the Korekawa Tunnel, National highway No. 45

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 6 December 2010

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system 4 : 00 P.M. 22 February 2011 (tenders brought with 4 : 00 P.M. 22 February 2011 or submitted by mail 4 : 00 P.M. 22 February 2011)

⑹　Contact point for tender documentation : Hidetomo Satou, Contract Division, Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 9―15 Futsukamachi Aoba-ku, Sendai-shi, Miyagi-ken, 980―8602 Japan TEL 022―225―2171 ex. 2526

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年11月2日

支出負担行為担当官

近畿地方整備局長　上総　周平

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　27

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　京都第二外環状道路小塩高架橋工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　京都府京都市西京区大原野灰方町地先

⑷　工事内容　工事延長　Ｌ＝125m（上り線）ＰＲＣ２径間連続ラーメン箱桁橋（Ｌ＝123m、最大支間長Ｌ＝63.8m）１橋、（下り線）ＰＲＣ２径間連続ラーメン箱桁橋（Ｌ＝108m、最大支間長Ｌ＝52.8m）１橋、逆Ｔ式橋台（Ｈ＝9.0mからＨ＝13.0m）４基、壁式橋脚（Ｈ＝16.0mからＨ＝21.0m）２基、深礎杭φ3,000㎜（Ｌ＝5.5mからＬ＝11.0m）６本、φ2,500㎜（Ｌ＝5.5mからＬ＝7.5m）４本、φ8,000㎜（Ｌ＝11.0mからＬ＝12.5m）２本

⑸　工期　契約の翌日から平成24年10月31日まで。

⑹　使用する主要な資機材　コンクリート6,014㎥、鉄筋667ｔ、鋼材147ｔ

⑺　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式及び契約締結後に施工方法等の提案（総合評価に係る提案を除く。）を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑻　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑼　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出及び入札を電子入札システムで行う対象工事である。

なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

⑽　本工事は、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約後、受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意する「総価契約単価合意方式」の対象工事である。

単価等の合意にあたっては、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によるものとするが、協議開始から14日以内に単価個別合意方式による単価合意が成立しなかった場合は、単価を包括的に合意する方式である「単価包括合意方式」によるものとする。

なお、総価契約単価合意方式の実施の詳細については、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式の実施要領の解説」によるものとする。

⑾　本工事は、品質確保の体制強化及び出来高に応じた円滑な支払いを図るため、工事実施状況、出来形及び品質について施工期間全体を通じて確認し、その確認内容を既済部分検査及び完成検査に反映させる「施工プロセスを通じた検査」の試行対象工事である。

なお、「施工プロセスを通じた検査」の詳細については、「施工プロセスを通じた検査実施要領」によるものとする。

2　競争参加資格

本工事は、橋梁下部工事（基礎工を含む。）（以下「橋梁下部工事」という。）と橋梁上部工事を、同一工事にて施工する工事である。

⑴　次に掲げる条件を満たしている単体有資格業者又は次に掲げる条件を満たしている者により構成される異工種建設工事共同企業体（以下「異工種ＪＶ」という。）であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成22年11月２日付け近畿地方整備局長）に示すところにより近畿地方整備局長から「京都第二外環状道路小塩高架橋工事」に係る異工種ＪＶとしての競争参加資格（以下「異工種ＪＶとしての資格」という。）の認定を受けている者であること。

(a)　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(b)　単体有資格業者にあっては、近畿地方整備局における「一般土木工事」かつ「プレストレストコンクリート工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

(c)　異工種ＪＶの構成は、橋梁下部工事と橋梁上部工事の施工を各々１社で分担する２社による組合せとし、下記(ｱ)及び(ｲ)の条件を満たす者とする。

(ｱ)　橋梁下部工事の施工を担当する構成員は、近畿地方整備局における「一般土木工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

(ｲ)　橋梁上部工事の施工を担当する構成員は、近畿地方整備局における「プレストレストコンクリート工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。